

社団法人 デジタル放送推進協会

役員退職慰労金支給規程

（目的）

第1条 この規程は、社団法人デジタル放送推進協会（以下「本協会」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）の退職慰労金について定めることを目的とする。

（退職慰労金の支給対象）

第2条 退職慰労金は、役員（出向役員を除く。）が退職し、又は死亡したとき支給する。

2 退職慰労金は、役員が定款第16条第2項により解任されたときは支給しない。

（退職慰労金の額）

第3条 退職慰労金の額は、役員の退職時又は死亡時において支給されていた年間報酬の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{12}$ に、在任期間（月数） $\div 12$ を乗じて得た額とする。

2 職位、職務実績、貢献度等を考慮し、前項の規定により算出された額にその50%を上限として加算することができるものとする。

（在任期間の計算）

第4条 前条の在任期間は、任命された日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは1月として計算する。

（端数処理）

第5条 退職慰労金の額の計算において、千円未満の端数は千円に切り上げる。